

第 3 4 防災センター

1 趣 旨

大規模・高層化する防火対象物では、設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等のシステム化が進み、監視、操作等の項目が増加する一方で、用途の複合化、管理形態の複雑化により、日常の維持管理や火災、地震等の災害時に防災センター等（防災センター、副防災センター及び監視場所をいう。以下同じ。）の果たす役割が重要となっている。このため、防火対象物の在館者の安全を確保するためには、消防法令等の基準によるほか、防火対象物個々の規模、利用形態、管理形態等に的確に対応した防災センター等の設置、消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理及び防災センター等の機能を活用するための自衛消防活動体制等の確保を建築設計段階から図っていく必要がある。

本基準は、このような状況を踏まえ、消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理を行うにあたっての、防災センター等の基準及び防災センター等の機能を活用するための基本的な考え方、留意すべき事項を示すものである。

2 用語の定義

本基準において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 防災センターとは、総合操作盤及び制御装置等により、防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等の機能を集約し、消防活動（消防隊及び自衛消防隊の活動をいう。以下同じ。）の拠点となる場所をいう。
- (2) 副防災センターとは、防災センターのもとに機能するもので、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等の機能を集約し、消防活動の拠点となる場所をいう。
- (3) 中央管理室とは、建基政令第 20 条の 2 第 2 号に規定するものをいう。
- (4) 監視場所とは、防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る監視、操作等を行うことができる当該防火対象物と同一敷地内にある場所（政令第 2 条が適用されるものに限る。）をいう。
- (5) 監視対象物とは、監視場所において監視等を行う防火対象物をいう。
- (6) 総合操作盤とは、複数の消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備で、「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年 5 月消防庁告示第 7 号）に定める基準に適合するものをいう。

- (7) 監視盤とは、総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年5月消防庁告示第8号。以下「消防庁告示第8号」という。）第5・3・(3)に定める基準に適合するものをいう。
- (8) 防災要員とは、防災センター等において、総合操作盤及び制御装置等又は監視盤により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作に従事するものをいう。
- (9) 防災センター要員とは、防災要員のうち自衛消防技術認定証を有し、かつ、防災センター要員講習を修了したものをいう。
- (10) 防災センター管理計画とは、防災センター等の機能を活用した適正な自衛消防活動（自衛消防隊の活動をいう。以下同じ。）が行えるよう防火対象物の関係者が所要な事項についてあらかじめ定めた計画をいう。
- (11) 限界時間とは、出火場所の消防用設備等又は特殊消防用設備等の作動による火災報から出火場所にいる者にとって発生した火災が危険なレベルに達するまでの時間をいう。

3 適用対象物

省令第12条第1項第8号に規定する総合操作盤が設置される防火対象物ごとに適用するものとする。

自主的に設置される防災センター等についても、建築形態、用途及び規模等を考慮して、努めて本基準により指導すること。

4 集中管理の形態

- (1) 集中管理の形態は次のとおりであること。
 - ア 一の防災センターで監視、操作等を行うもの。
 - イ 10の要件に適合する副防災センターで監視、操作等を行うもの。
 - ウ 11の要件に適合する監視場所で監視、操作等を行うもの。
- (2) 3に掲げる防火対象物に設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等は、公開時間又は従業時間にかかわらず常時人のいる防災センターで集中管理されていること。ただし、(1)・ウに掲げる場合にあっては、この限りでない。

5 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する集中管理計画

消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する集中管理に関する計画は、次の項目について定められていること。

- (1) 防災センターの位置及び構造

- (2) 防災センターの機能等
- (3) 維持管理
- (4) 防災センター等に備え付けるべき図書
- (5) 防災センター管理計画

6 防災センターの位置、構造

(1) 防災センターの位置は次によること。★

- ア 非常用エレベーターの乗降ロビー、特別避難階段等の付近に位置し、災害時において消防隊及び防災要員が、上下階に容易に到達できる位置であること。
- イ 集中豪雨による浸水等の被害を受けない位置であること。
- ウ 防災要員のための仮眠、休憩所等を設ける場合は、防災センターの同一階かつ直近に設けられていること。

(2) 防災センターの構造は次によること。★

- ア 専用の室であり、事務室等他の用途と兼用していないこと。ただし、中央管理室と兼用することができる。

なお、仮眠室、休憩室等の防災センターに関連した用途の室であっても、防災センターとは防火区画されていること。

- イ 防火戸は、建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備とすること。ただし、屋外に面する窓等の開口部については、次のいずれかの場合を除き防火戸としないことができる。

(ア) 開口部に面して可燃物が存置されている場合

(イ) 建築基準法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分に該当する場合

- ウ 浸水及び浸透防止措置を次により講じること。

(ア) 浸水防止措置は、次のいずれかによること。

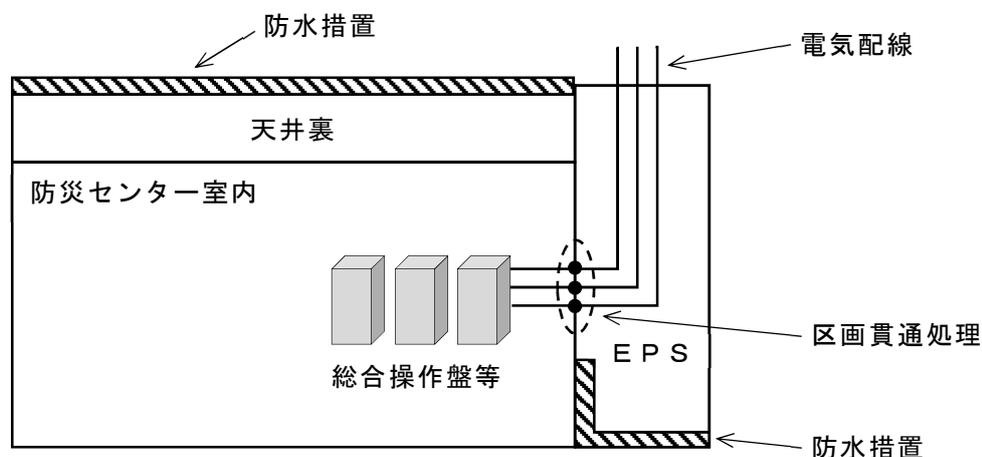
a 防災センターの床を隣接する室等より高くする又は出入口を立ち上げる等の措置（50mm以上）が講じられていること。ただし、消防隊の進入経路となる出入口については、進入障害となるため、扉下での立ち上げは行わないこと。

b 防災センターの出入口付近において、グレーチング等により排水する措置が講じられていること。

(イ) 上階からの漏水を防止するため、防災センターの天井裏、上階の床下スラブ等について、防災センターの天井部分よりも広い範囲で防水措置が講じられていること。

なお、防災センターのための電気配線等であっても、防水措置された上階の床下スラブ等を貫通しないよう第34-1図の例を参考とすること。

第34-1図



エ 防災センターのための空調設備及び排煙設備の風道は専用とし、その他の風道等とは兼用しないこと。

オ 防災センターの室内、天井裏等には、空調設備及び排煙設備の風道、水配管、オイル配管及びガス配管等が設けられていないこと。ただし、防災センターのために設けられた空調設備及び排煙設備の風道、空調冷媒管及びドレン管は除く。

カ 空調設備及び排煙設備の風道に特定防火設備を設置する場合は、次によること。

なお、関係者及び防災要員が防災センター内から特定防火設備を容易に操作及び点検が行えるよう直近に点検口が設けられていること。

(ア) 空調設備の風道には、煙の流入を防止するため、SFDが設置されていること。ただし、SFDを物理的に設置することが困難で、FDを設置し、火災発生時において、防災要員がFDを手動にて防災センター内から容易に閉鎖することができる場合はこの限りではない。

(イ) 排煙設備の風道には、HFDが設置されていること。

キ 防災活動に必要な広さは次によること。

(ア) 防災センターの広さは、40㎡以上であること。ただし、消防用設備等、特種消防用設備等その他防災に関係する設備の監視、操作等及び災害時における防災活動が有効に行える場合はこの限りでない。

(イ) 防災センター内に消防隊活動スペース（空地）が確保されていること。

なお、当該スペースはおおむね12㎡以上であること。

(ウ) 消防用設備等、特種消防用設備等その他防災に関係する設備を監視、操作

するため、有効な通路幅員が確保されていること。

ク セキュリティ等を考慮し、必要最低限の出入口数であること。

ケ フリーアクセス内に敷設された電気配線に接続部がないこと。

7 防災センターの機能等

(1) 防災センターの機能等は次によること。★

ア 防火対象物の出入口等に、防災センターへ容易に到達できるための案内表示がされていること。

イ 建物への消防隊の主要な進入箇所と防災センターにおいて通話ができる措置が講じられていること。

なお、停電時においても通話機能が確保されていること。

ウ 防災センターと防災要員の仮眠、休憩室等は、防災センターに直接出入りできる場合を除き、インターホン等により早期の連絡体制が確保されていること。

エ 防災センターの関係者以外の者が、容易に侵入できないように施錠管理等の措置が講じられていること。

オ 防災センターまでの進入経路において、施錠管理されている扉等がある場合は、防災センターからの遠隔操作等により解錠できる措置が講じられていること。

カ 総合操作盤を自立盤で構成する場合については、盤名称は次に定めるところによることとし、消防活動時に配置が容易に確認できるよう白地に赤文字(文字高さ20mm以上)の盤名称銘板を取付けること。ただし、操作卓形式のものについてはこの限りでない。

なお、原則として、混在して1つの盤に収納する場合は、次に定める順に優先して表記すること。

① 総合操作盤のCRT等(CRT、液晶、プラズマ等のディスプレイ装置)を収納している盤 → 「防災表示盤」

② 火災受信機を収納している盤 → 「火災受信盤」

③ 非常電話操作部を収納している盤 → 「非常電話盤」

④ 非常放送操作部を収納している盤 → 「非常放送盤」

キ 総合操作盤及び制御装置等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災要員からの情報提供等が有効に行えるよう配置されていること。

なお、総合操作盤を自立盤で構成する場合については、表示・操作性を考慮して、まとめて配置し、原則として次に定める盤を左から又は右から順に配置する

こと。

①非常電話盤、②火災受信盤、③防災表示盤、④非常放送盤

上記以外に総合操作盤を構成する盤がある場合は、上記の近傍に配置するものとする。

(2) 防災センターに努めて取り込む必要のある機能又は装置は、次のとおりであること。★

ア 各階と防災センターとの連絡通報に関する装置（通報装置、電話機、インターホン等）

イ 電源設備に関する情報が確認できる機能

ウ 都市ガス供給停止の緊急遮断装置等の制御機能

エ 変電設備及び自家発電設備の地絡警報装置（中央管理室等との相互機能を含む。）

オ 蓄電池設備の減液警報装置（中央管理室等との相互機能を含む。）

カ 避難口及び主要扉の施錠・解錠状態の表示及び施錠・解錠ができる機能

キ 自家発電設備が別タンク（小出槽を除く。）からの燃料供給方式となっている場合の燃料供給ポンプの電源断、給油バルブの開閉状態表示等が確認できる機能

ク 飲食店等で、フード等用簡易自動消火装置が設置されている場合に作動状況が確認できる機能

ケ 次の機能を持つ消防支援スイッチ（消防隊の消防活動を支援するスイッチ）

(ア) 消防支援スイッチは、総合操作盤の画面内に常時表示され、容易に操作することができること。

(イ) 消防支援スイッチには、消防章マーク（黄色）を入れ、黒文字で「消防支援」とすること。

(ウ) 火災表示時には、消防支援スイッチの地色がオレンジ色に変化し点灯するものとする。

(エ) 消防支援スイッチが押された場合は、次のスイッチを a から順に表示すること。

a 「連動停止状態」又は「連動遮断状態」

b 「消火ポンプ運転状態」

c 「排煙機運転状態」

d （予備）

当該設備が設置されていない場合は、当該スイッチ（予備含む。）を表示しないものとする。

- (オ) 「連動停止（遮断）状態」スイッチが押された場合は、各設備への連動状態が確認でき、連動停止（遮断）の解除操作ができること。
- (カ) 「消火ポンプ運転状態」スイッチが押された場合は、消火ポンプの運転状態表示ができること。
- (キ) 消防活動時に使用する自動で起動しない消火ポンプ（連結送水管ブースターポンプ、消防用水ポンプ等）については、遠隔起動の操作ができることとし、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (ク) その他の消火ポンプについても遠隔起動スイッチを設ける場合は、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (ケ) 「排煙機運転状態」スイッチが押された場合は、排煙機の運転状態が確認できること。

なお、遠隔起動・停止スイッチを設ける場合は、誤操作を防止するための措置が講じられていること。

8 維持管理

- (1) 防災センター等内の機器については、リニューアルを考慮した維持管理計画の作成や構成部品の寿命に応じた精密点検のほか、点検体制が確保されていること。
- (2) 総合操作盤及び監視盤の点検、整備は、総合操作盤及び監視盤に精通した消防設備士等が行うこととされていること。

9 防災センター等に備え付けるべき図書

総合操作盤及び制御装置等からの集中管理を補完するための図書は次によること。

- (1) 防火対象物の概要を示す図書
 - 防火対象物の構造や建築図面、規模、用途及び付近図等
- (2) 防火対象物の立面図及び各階平面図
- (3) 消防用設備等、特殊消防用設備等その他防災に関する設備に関する図書
 - ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等の各種設備図
 - イ 次に示す消防隊の活動に必要とする設備図
 - (ア) 不活性ガス、ハロゲン化物、粉末消火設備の防護区画図及び排気設備の設置位置
 - (イ) 避難器具の設置位置
 - (ウ) 連結送水管の送水口、放水口、ブースターポンプの設置位置
 - (エ) 連結散水設備の送水口の位置及び送水区域
 - (オ) 消防用水の採水口の位置

- (カ) 排煙設備の起動装置の設置位置、ダクト系統
- (キ) 非常コンセント設備の設置位置
- (ク) 非常電話、発信機（電話ジャック）の位置
- ウ 総合操作盤、監視盤等の取扱方法、取扱上の注意事項及び維持管理要領
- エ 自動火災報知設備と連動する設備の一覧及び連動遮断要領
- (4) 建築設備等に関する図書
 - ア 主電源の系統図（グラフィックパネル等に表示されるものを除く。）
 - イ エレベーター（非常用エレベーターを含む。）の運転系統図（グラフィックパネル等に表示されるものを除く。）
 - ウ 空気調和設備及び換気設備のダクト系統図
 - エ 出入口、階段、非常用エレベーターの位置図
 - オ 非常用進入口（代替開口部を含む。）の位置図
 - カ 避難に供する階段、非常口や避難経路図
 - キ 防火・防煙区画の状況図
 - ク 排煙設備の起動装置の設置位置図
 - ケ 排煙設備及び厨房設備等のダクト系統図
 - コ 危険施設（爆発物、有害ガス、危険物、R I（放射性物質）、変電所等）の位置図
- (5) 集中管理体制の組織図
 - 自衛消防隊組織図
- (6) 主要な関係者等の連絡先
 - ア 防火対象物の管理権原者の住所、電話番号等
 - イ 防火管理者の住所、電話番号等
 - ウ 点検にかかわる会社等の所在、電話番号等
 - エ 総合操作盤及び制御装置等の製造会社の所在、電話番号等
 - オ その他必要な連絡先の住所、電話番号等

10 副防災センターにおいて監視、操作等を行う場合の要件

副防災センターを設置して消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行う場合は、次によること。

- (1) 副防災センターの位置及び構造は、6・(1)・イ及び6・(2)の例によるほか、非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付近である等、当該副防災センターが監視、操作等を担当する部分の消防活動が有効に行うことができ、かつ、防災センターからの駆けつけが容易であること。

- (2) 副防災センターには、7（(1)・ア及びイを除く。）の例による機能等が確保されていること。
- (3) 防災センターは、6及び7により設置されており、防火対象物に設置された全ての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等又は全ての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視が行えること。
- (4) 副防災センターで監視、操作等を担当する防火対象物の部分の公開時間又は従業員時間内は、副防災センターにおいて、防災要員により消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤による監視、操作等がされること。
- (5) 副防災センターで監視、操作等を担当する部分とその他の部分とは、管理権原者の管理区分が明確であり、かつ、防火区画等により防火上有効に区画されていること。また、防火シャッターによる場合は、努めてダブルシャッターとすること。
 なお、当該防火区画等の部分に煙感知器等と連動して閉鎖する防火戸を設ける場合は、防災センター及び副防災センターの双方で監視、操作等ができるものであること。
- (6) 次の場合に応じ、消防庁告示第8号第4・4に規定される所要の計画として、12に定める防災センター管理計画が定められていること。
- ア 防災センター及び総合操作盤について、7に定める防災センターの機能等が確保されており、全ての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等ができる場合
- イ 防災センターにおいて、次に掲げる操作等が行えることができ、かつ、防災センターに設置される総合操作盤について、副防災センターが監視、操作等を担当する部分の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられている場合
- (ア) 放送設備（非常電話を含む。）による防火対象物の全区域への火災の報知
- (イ) 自動火災報知設備と連動する機器及び防火区画等の制御
- ウ イにおいて(ア)のみの操作等が行える場合
- (7) 副防災センターと防災センターの相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

11 監視場所において監視、操作等行う場合の要件

防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る監視、操作等を監視場所で行う場合は、次によること。

- (1) 監視場所の位置及び構造は、6の例によるほか、監視対象物の防災センター及び副防災センターに駆け付けが容易な位置であること。

- (2) 監視場所には、7の例による機能等が確保されていること。
- (3) 監視場所には、監視対象物の公開時間又は従業時間にかかわらず常時防災センター要員が確保されていること。
- (4) 監視対象物には、防災センターが6及び7により設置されていること。
- (5) 監視対象物の公開時間内又は従業時間内は、防災センターにおいて防災要員により総合操作盤による消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作がされていること。
- (6) 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等及び特殊消防用設備等に係る監視、操作等を行うための監視盤又は総合操作盤が設置されていること。
- (7) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、次の全てに適合する場合はこの限りでない。
 - ア 主要構造部は耐火構造であること。
 - イ 政令別表第1(5)項イ、(6)項及び(16)項イ((5)項イ又は(6)項の用途が存する場合に限る。)以外の用途であること。
 - ウ 監視場所には、監視対象物に設置された消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等を行うための総合操作盤が設置されていること。
- (8) 監視場所においては、監視対象物に設置されている全ての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等又は全ての消防用設備等及び特種消防用設備等の監視が行えるものであること。
- (9) 次の場合に応じ、消防庁告示第8号第5・5に規定される所要の計画として、12に定める防災センター管理計画が定められていること。
 - ア 監視場所において、7に定める防災センターの機能等が確保されており、監視対象物に設置されている全ての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等が行える場合
 - イ 監視場所において次に掲げる操作等を行うことができ、かつ、監視盤について、監視対象物の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられている場合
 - (ア) 放送設備(非常電話を含む。)による監視対象物の全区域への火災の報知
 - (イ) 自動火災報知設備と連動する機器及び防火区画等の制御
 - ウ イにおいて、(ア)の操作等のみが行われる場合
- (10) 監視場所と監視対象物の防災センター及び副防災センターの相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

12 防災センター管理計画

防災センター管理計画は、次の事項について定められていること。

(1) 火災発生時の対応行動に関すること。

ア 防災要員の自衛消防活動に必要な対応行動は、次の項目とし、個々の防火対象物の用途、実態等に応じたものとなるよう配慮されていること。

(ア) 出火場所の確認

防災要員が、総合操作盤、監視盤その他これらに類する設備により出火場所を確認すること。

(イ) 現場の確認

防災要員が、出火場所に至って、現場の状況を確認すること。

(ウ) 消防機関への通報

電話又は火災通報装置により火災である旨を消防機関へ通報すること。

(エ) 初期消火

消火器及び屋内消火栓設備等により初期消火を行うこと。

(オ) 区画の形成

防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火場所の防火区画（出火場所を含む部分の防火区画をいう。）を形成すること。

(カ) 情報伝達及び避難等

a 火災信号を受信後、その旨を在館者等に知らせること。

b 火災を確認後、全館の在館者等に火災である旨及び避難すべき旨を伝えるとともに、自衛消防隊員に災害活動を指示すること。

c 火災による煙等の拡散を防ぐために、排煙設備の起動及び空調設備の停止をするとともに、エレベーター及びエスカレーターの停止等避難のために必要な措置を行うこと。

(キ) その他自衛消防活動に必要な行動

個々の防火対象物の特殊な要因のために対応を行う必要がある場合は、当該必要な措置を行うこと。

イ 防災要員の対応行動は、4の集中管理の形態別に次のとおりとし、(3)の自衛消防活動の行動予測に反映させること。

(ア) 4・(1)・アによる場合は、別表1によること。

(イ) 4・(1)・イによる場合は、別表2によること。

(ウ) 4・(1)・ウによる場合は、別表3によること。

(2) 自衛消防活動の限界時間に関すること。

限界時間は、スプリンクラー設備の有無及び防災センター等に設置される総合操

作盤又は監視盤の機能により、別記1に示す限界時間の設定によること。

(3) 自衛消防活動の行動予測に関すること。

ア 予測方法

(ア) 自衛消防活動の対応行動の予測値は、実際に計測した値や別記2により設定すること。

(イ) 出火場所に至るまでの歩行による水平及び垂直の移動速度、エレベーターによる垂直移動速度の予測値は、標準値や物理的な速度を用いるなど適正なものを使用すること。

イ 予測結果

次の要素を含め、(1)・アに掲げる火災発生時の対応行動が限界時間内に行われること。

(ア) 防災要員の人数

(イ) 防災要員等の組織体制

(ウ) 防火区画を形成する防火戸、防火シャッター等の不作動率と閉鎖行動

(エ) 火災発生場所及び現場確認に係る行動

(オ) 火災拡大状況に合わせた初期消火に係る行動

(4) 防災センター等を中心とした自衛消防の体制及び維持管理に関すること。

次の事項が定められていること。

ア 防災センター等を中心とした自衛消防活動項目

予測結果を基にして当該建物で火災が発生した場合の自衛消防活動について具体的な項目が掲げていること。

イ 防災センター等の防災要員数

防災センター等において、予測結果を基にして災害対応に必要な防災要員(防災センター等に設置される総合操作盤及び制御装置等又は監視盤を活用して災害対応を行うこととされている者)の数が明確にされていること。

ウ 防災要員の資格

予測結果を基に防災要員に求められる消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災設備の操作、監視等及び災害に対する状況判断、活動など、役割分担に応じて求められる資格について明確にされていること。

エ 自衛消防活動の対応シーケンス(手順と行動を時系列にしたもの。)

火災の発見及び通報、初期消火、避難誘導、防火区画の形成等の活動については、予測結果を基に次の事項に留意して対応シーケンスが作成されていること。

(ア) 自衛消防活動の中で遅延が好ましくないと予測される行動等は、できる限り当該行動を優先させること。

(イ) 自衛消防活動で行う内容が不可能と考えられる操作、行動等は、対応シナリオから除外することができること。

(ウ) 同一時期に2以上の行動を設定する場合には、時系列上の行動に必要な人数が、現存する人数を上回ることがないように定められていること。

(エ) 次の対応に移るための条件、想定、選択肢等について整理されていること。

オ アからエによる自衛消防体制の維持管理が明確にされていること。

(5) 防火対象物全体の自衛消防組織に関すること。

防火対象物全体の自衛消防組織は、関係者並びに防火管理業務の一部受託者から編成するものとし、その組織が編成図等により明確にされていること。

(6) 防災センター管理計画を消防計画へ反映する方法に関すること。

法第8条（法第36条による読み替えを含む。）に基づく消防計画及び法第8条の2（法第36条による読み替えを含む。）に基づく全体についての消防計画へ反映する方法が明確にされていること。

(7) 自衛消防活動の検証要領に関すること。

防災センター等を中心とした自衛消防活動の実効性を確認するために次の事項を含んだ検証方法が明確にされていること。

ア 対応に係る行動の評価項目等

イ 対応時間の測定方法等

ウ 検証結果に対する改善方法等

エ その他検証に必要な事項

別記1

限界時間の設定

限界時間の設定は、防火対象物のスプリンクラー設備の有無及び防災センター等に設置される総合操作盤又は監視盤の機能により階ごとに表によること。

この場合に、防災センター等に設置される総合操作盤又は監視盤の機能は次のように分類する。

- 1 一の防災センターで監視、操作等を行う場合はAとする（図の①）
- 2 副防災センターにおいて監視、操作等行う場合（図の②）
 - (1) 10・(6)・アに定める措置が講じられているものはAとする。
 - (2) 10・(6)・イに定める措置が講じられているものはBとする。
 - (3) 10・(6)・ウに定める措置が講じられているものはCとする。
- 3 監視場所において監視、操作等を行う場合（図の③）
 - (1) 11・(9)・アに定める措置が講じられているものはAとする。
 - (2) 11・(9)・イに定める措置が講じられているものはBとする。
 - (3) 11・(9)・ウに定める措置が講じられているものはCとする。

表

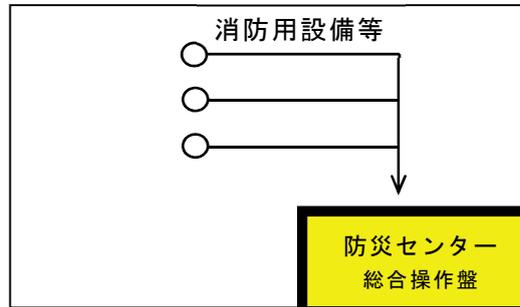
防災センター又は監視場所等に設置される総合操作盤又は監視盤の機能	スプリンクラー設備設置防火対象物	スプリンクラー設備未設置防火対象物
A	9分+排煙効果+ α	6分+排煙効果+ α
B	9分+ α	6分+ α
C	9分	6分

(α : その他の遅延効果)

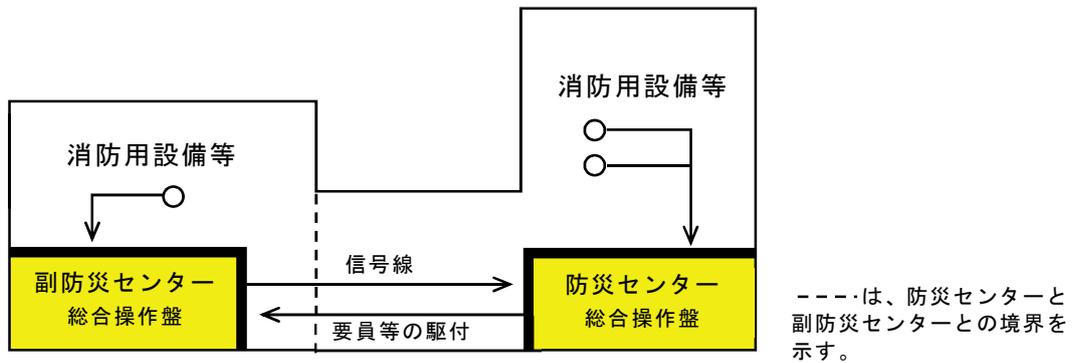
- 注) 1 スプリンクラー設備に代えて自動火災報知設備と連動して作動する政令第13条に規定される水噴霧消火設備等を設けている場合は、スプリンクラー設備設置対象物として扱う。
- 2 想定出火階の階全体に自動火災報知設備のアナログ式又は多信号感知器を設置し、感知器作動表示が可能としているものの場合は、1分を加算できるものとする。
- 3 用途、建物構造及び収容可燃物の量等により、火煙により危険となる時間が、本表により算出した時間とは異なると想定される場合は、当該時間を限界時間として扱うことができるものとする。
- 4 省令第13条に掲げる防火対象物又はその部分及び政令第32条を適用し、スプリンクラー設備が設置されない防火対象物又はその部分における限界時間の設定にあつては、スプリンクラー設備が設置されたものとみなし、限界時間については9分とする。

図 消防用設備等の集中管理の形態（イメージ図）

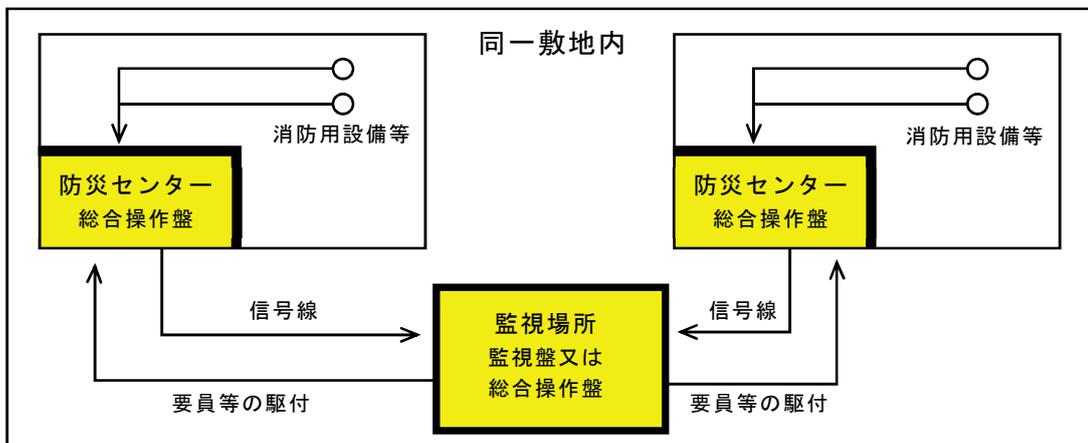
- ① 一の防災センターで監視、操作等を行う場合（防災要員の対応行動は別表1による。）



- ② 10の場合（副防災センターで監視、操作等を行う場合）（防災要員の対応行動は別表2による。）



- ③ 11の場合（監視場所で監視、操作等を行う場合）（防災要員の対応行動は別表3による。）



別記2

現場駆け付け時の基本的固定値及び算出方法

No. ※	対 応 行 動 項 目 等	時間
移 動 時 間		
1 実	水平移動速度 (現場駆け付け時に水平移動する速度) 2 m/秒	秒
2 実	階段昇降時間 上り: $H/0.32$ (m/秒) 下り: $H/0.40$ (m/秒) (H: 垂直移動距離 (m))	秒
3 実	非常用エレベーター昇降速度 (設置される非常用エレベーターが目的階に到着するまでに要する時間は、下式で算出する。) $\frac{(1 \text{ 階層分の高さ}) \times (\text{階数} - 1)}{\text{エレベーターの速度 (m/分)} / 60 \text{ 秒 (秒速を求めるため)}}$	秒
対 応 行 動 項 目 等		
1 固	総合操作盤等の発報表示箇所の確認時間 (CRT画面等により発報箇所を確認するのに要する時間)	20 秒
2 固	役割分担の指示、携行品の準備等に要する時間 (消火器、マスターキー、非常用エレベーター消防運転専用キー)	20 秒
3 固	非常用エレベーターに乗り込んでから動き出すまでの時間 (専用キーを差し込んでONにし、エレベーターの扉が閉まって動き出すまでの時間)	10 秒
4 固	非常用エレベーターが目的階に到着し、扉が開いて降りるまでの時間(消防運転を解除、防災センター等へ連絡等する。)	10 秒
5 固	火点を探す時間 (警戒区域内の鳴動箇所を確認する。)	20 秒
6 固	非常電話等で現場の状況を防災センターへ連絡するのに要する時間	20 秒
7 固	消火器による消火時間	15 秒
8 固	屋内消火栓設備等を延長するための準備に要する時間(起動ボタンを押し、扉を開け、ホースを脇に抱えるまで)易操作性1号消火栓、2号消火栓、補助散水栓及び移動式消火設備は10秒とする。	20 秒
9 固	屋内消火栓設備(補助散水栓、移動式消火設備)による消火時間	30 秒
10 実	防火区画の形成及び避難状況の確認に要する時間(出火場所を含む防火区画を1周する歩行距離をYmとすると防火区画を形成している防火戸、防火シャッター等が煙感知器等で自動的に作動しているかどうかの確認又は作動していない場合、手動で閉鎖したり、あるいは障害物等により閉鎖できない場合の除去等を行うのに要する時間)は、下式で求める $Ym / \text{歩行速度 (0.5 m/秒)}$ また、この時に合わせて避難状況の確認(逃げ遅れの有無)も行う。	秒 複人数の場合は 分担して行 える。
11 固	排煙設備の起動に要する時間 (起動装置までの移動時間も含む。)	20 秒
12 固	共同住宅の場合の出火室の逃げ遅れの確認及び出火室の防火戸の閉鎖(ドアの部分で室内に呼びかける)に要する時間	10 秒
13 固	共同住宅で、出火室の両隣の室へ避難の呼びかけをするのに要する時間(開放廊下の場合、防火区画の形成及び避難の確認は、出火室と両隣の室を実施することとする。)	10 秒
14 固	その他(防災センター勤務員が、仮眠室で仮眠中の勤務員を起こすような場合) ア 防災センターからインターホン等で仮眠室への連絡 イ 仮眠状態から行動開始	ア 20 秒 イ 15 秒

※ No. 欄の「固」については、固定値としてあるのでこれを変更する場合は、引用した文献を明記すること。また、「実」は、図面上実測した値をそれぞれの係数で計算し求めたものである。

注 これらの数値及び算出方法にとられず、公に認められた数値等があればそれらの出典を明らかにし引用できる。

別表1 一の防災センターで監視、操作等を行う場合

	防災センター勤務員	火災現場駆付け員
対応行動	<ul style="list-style-type: none"> ・総合操作盤等による出火場所の確認 ・役割分担の指示 ・放送設備（感知器発報放送）の起動確認 ・非常エレベーターの呼び戻し操作 ・119番通報 ・消防用設備等、特殊消防用設備等、防火・排煙設備等の作動状況の確認 ・放送設備（火災放送）の起動確認 ・防火区画の形成確認 ・空調設備の停止確認 ・エレベーターの火災管制確認 ・非常口等の解錠確認 ・消防用設備等、特殊消防用設備等、防火・排煙設備等の監視、制御、遠隔起動 ・情報収集・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火場所の確認 ・携行品準備・装着 ・非常エレベーターの消防運転 ・火災現場の確認 ・火災等の状況報告 ・初期消火（消火器・屋内消火栓等） ・スプリンクラー設備等の作動状況の確認 ・避難状況の確認 ・防火区画の形成及び確認 ・空調設備の停止確認 ・排煙設備の起動及び確認 ・非常口等の解錠確認

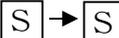
別表2 副防災センターで監視、操作等を行う場合

	防災センター勤務員	副防災センター勤務員 火災現場駆付け員
対応行動	<ul style="list-style-type: none"> ・副防災センターで監視、操作等を担当する防火対象物の部分の公開時間又は従業員時間外に火災が発生した場合は、総合操作盤等により出火場所の確認後、副防災センターに駆け付け、別表1の対応行動を行う。 ただし、防災センターで別表1の対応行動が行われる場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1によること。

別表3 監視場所で監視、操作等を行う場合

監視場所勤務員	監視対象物	
	防災センター勤務員	火災現場駆付け員
<ul style="list-style-type: none"> ・監視対象物の公開時間又は従業員時間外に火災が発生した場合は、総合操作盤等により出火場所の確認後、副防災センターに駆け付け、別表1の対応行動を行う。 ただし、防災センターで別表1の対応行動が行われる場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1によること。 	

参考 CRT等シンボル一覧表

設備項目	表示方法	シンボル	平 常 時	作動時
火災表示			白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
警戒区域、散水区域、放射区域、防護区画等		線	白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
屋内消火栓設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
スプリンクラー設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
水噴霧消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
泡消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
二酸化炭素消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
ハロゲン化物消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
粉末消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
屋外消火栓設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
煙感知器			白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅 (注意表示時)
光電式分離型感知器				赤点滅
熱感知器				
炎感知器				
発信機				
ガス漏れ検知器			白・シアン・青いずれか	赤点滅
非常電話			白・シアン・青いずれか	赤点滅
放送設備			白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
誘導灯			白・シアン・青いずれか	緑点滅
排煙口			白・シアン・青いずれか	緑点滅
加圧送水装置			白・シアン・青いずれか	緑点滅

排煙機		白・シアン・青いずれか	緑点滅
防火戸		白・シアン・青いずれか	緑点滅
防火シャッター		白・シアン・青いずれか	緑点滅
防煙垂れ壁		白・シアン・青いずれか	緑点滅
特別避難階段排煙口吸気口		白・シアン・青いずれか	緑点滅
自然排煙窓		白・シアン・青いずれか	緑点滅
防火ダンパー		白・シアン・青いずれか	緑点滅
非常錠		白・シアン・青いずれか	緑点滅
非常エレベーター		シアン・青いずれか（建物平面図の色と区別する。）	—
連結送水口			—
非常コンセント設備			—
無線通信補助設備			—
防災センター（受信機位置）			—
高圧ガス容器貯蔵室			—

備考 警戒区域、放射区域、散水区域、防護区画等が重複する場合には、設備項目ごとのシンボルマーク等により表示する。